

棚田地域振興法について



内閣府

地方創生推進事務局

令和4年1月

棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンサルジュ

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

令和4年度 棚田地域振興関連予算概算要求一覧

府省庁	事業
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとワーキングホリデー推進事業 過疎地域持続的発展支援交付金 地域おこし協力隊 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 特定地域づくり事業の推進
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト 健全育成のための体験活動推進事業
文化庁	<ul style="list-style-type: none"> 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業） 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（重要文化財等防災施設整備事業） 地域文化財総合活用推進事業 日本遺産活性化推進事業 伝統文化親子教室事業
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 持続的生産強化対策事業のうち生産体制・技術確立支援 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ 環境保全型農業直接支払交付金 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち放牧活用型持続的畜産生産推進 集落営農活性化プロジェクト促進事業 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 中山間地域等直接支払交付金 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策 農山漁村振興交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金 多面的機能支払交付金

府省庁	事業
農水省（続き）	<ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備関連事業 地すべり対策事業
林野庁	<ul style="list-style-type: none"> 治山事業のうち地すべり防止事業 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 景観改善推進事業 地すべり対策事業 空き家対策総合支援事業 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業
観光庁	<ul style="list-style-type: none"> 地域の観光資源を活用したプロモーション事業 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 地域観光資源の多言語解説整備支援事業 訪日外国人旅行者受入現地整備緊急対策事業（宿泊施設インバウンド対応支援事業） 「新たな旅のスタイル」促進事業
観光庁（文化庁）	<ul style="list-style-type: none"> Living History（生きた歴史体感プログラム）事業
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生推進交付金 地域活性化伝道師派遣制度

指定・計画認定の申請スケジュール



指定や計画認定の申請はいつ行えば、財政上の支援の対象となることができるのでしょうか。

指定や計画認定の申請は随時受け付けています。想定されるスケジュールは以下のとおりですが、個々の事業によって、採択の時期等が異なりますので、事業担当者（または棚田地域振興コンシェルジュ）に早めにご相談ください。（個々の事業の留意点については、内閣府の棚田HPに関連予算と併せて掲載しております。）



【指定棚田地域の指定スケジュール】

申請時期	令和3年度							令和4年度													
	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末		
指定時期	1月中旬			4月中旬				8月下旬					12月下旬				4月下旬				8月下旬

【指定棚田地域振興活動計画の認定スケジュール】

申請時期	令和3年度							令和4年度													
	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	
認定時期	12月中旬			3月中旬				5月中旬		6月中旬	9月下旬			2月下旬				5月下旬			

棚田地域振興コンシェルジュによる支援

- 関係府省庁（本省、地方出先機関）の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等を棚田地域振興コンシェルジュとして選任。指定棚田地域振興協議会の組織、計画策定等の準備段階から活動実施段階に至るまで幅広い相談に応じる体制を構築。
- 主に地域担当コンシェルジュや内閣府が相談窓口となり、協議会からの相談受付、施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介等の対応を行う。

棚田地域振興コンシェルジュの選任範囲

- ① 関係府省庁の本省・地方出先機関の棚田振興関連施策の担当職員 } **施策担当コンシェルジュ**
- ② 地元に近い地方出先機関の棚田振興に関わりのある職員 } **地域担当コンシェルジュ**
- ③ 自主的に棚田振興に取り組む職員、特定の棚田地域にゆかりのある職員など

コンシェルジュ名簿を公表

棚田地域振興コンシェルジュの支援内容(例)

指定棚田地域の指定・公示

指定棚田地域振興協議会を組織
(市町村)

指定棚田地域振興活動計画の策定
(協議会)

計画に基づく活動 (協議会)

協議会設立支援

→例：ワークショップのための外部アドバイザーの紹介、活用可能な事業に関する情報提供等

計画策定支援

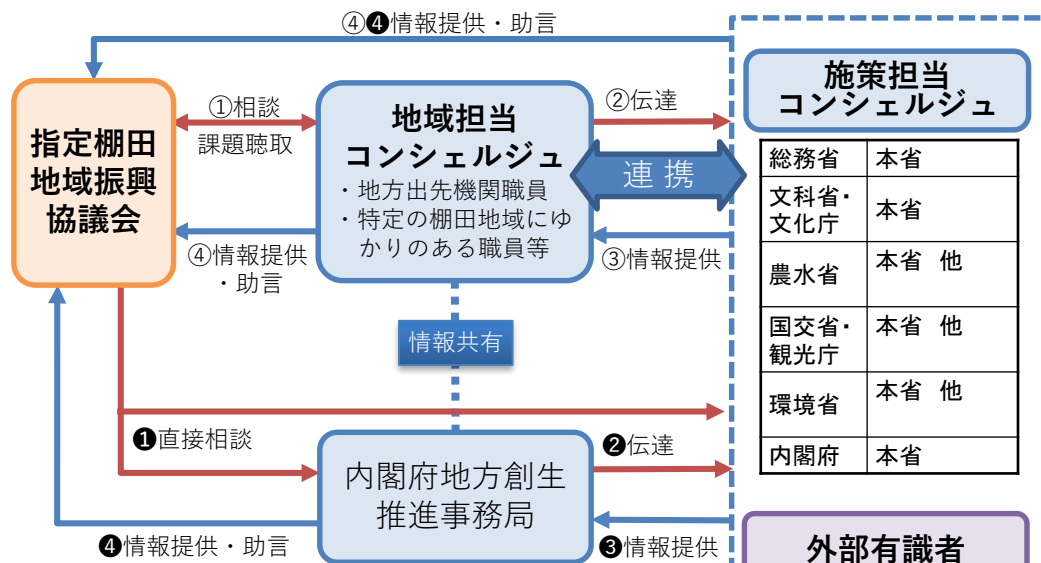
→例：計画書作成にかかる助言、活動に即した支援施策の情報提供等

活動実施支援

→例：各事業実施手続に関する調整、活動に応じた専門家等の紹介等

相談・支援体制

- ・ 地域担当コンシェルジュが、協議会の相談窓口となり、能動的に担当地区の協議会の相談に応じる。相談内容に即して、施策担当コンシェルジュや外部有識者と連携して対応。
- ・ 協議会は内閣府地方創生推進事務局や施策担当コンシェルジュに直接相談することも可能。



施策担当コンシェルジュの主な役割

■ 担当施策に関する問い合わせ対応

→ 管内の指定棚田地域の市町村・協議会等から、担当する施策・事業について問い合わせや相談があった場合に対応。

■ 地域担当コンシェルジュへの施策に係る情報提供等

→ 地域担当コンシェルジュが、指定棚田地域の市町村・協議会からの相談に対応する中で把握した課題等について、地域担当コンシェルジュからの要請に応じて、必要な情報提供や、市町村・協議会への支援を連携して行う。

施策担当コンシェルジュの支援内容

段階	協議会の活動(例)	想定される支援内容(例)
協議会設立	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップを通じた関係者の話し合い 参加者の役割分担、運営方針等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域担当コンシェルジュや各地域からの施策に関する問い合わせ対応 ▶ 地域担当コンシェルジュに対する施策内容、先進地区、外部専門家等に関する情報提供(必要に応じ地域担当コンシェルジュと連携して現地に赴き対応等を行う)
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 活動の具体化、先進地視察 活用する施策の検討 計画書の作成、認定申請 	
活動実施	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の計画書、申請書作成 計画に基づく活動の実施 	

地域担当コンシェルジュ主な役割

■ 相談窓口

→ 地域担当コンシェルジュとして、管轄する県内の指定棚田地域の市町村、協議会の相談窓口となり、積極的に課題の把握、情報提供、必要な助言等の対応を行う。(他の地域担当コンシェルジュが選任されている場合には、連携・協力して対応。)

■ 施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介

→ 相談内容に応じて、関係省庁(本省・出先機関)の施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介を行うとともに、必要に応じ、連携・協力して地区の課題解決に向けた支援を行う。

地域担当コンシェルジュの支援内容

段階	協議会の活動(例)	想定される支援内容(例)
協議会設立	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップを通じた関係者の話し合い 参加者の役割分担、運営方針等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ワークショップ等の活動に活用可能な施策の情報提供 ▶ 外部アドバイザーの紹介・調整 ▶ 必要に応じて地域の話し合いへの同席、必要な情報提供・助言
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 活動の具体化、先進地視察 活用する施策の検討 計画書の作成、認定申請 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 先進地区の事例紹介 ▶ 活動内容に即した外部専門家の紹介 ▶ 活動内容に活用できる施策の情報提供、施策担当コンシェルジュの紹介 ▶ 計画書の作成・申請支援
活動実施	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の計画書、申請書作成 計画に基づく活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業に必要な手続に関する施策担当コンシェルジュとの調整 ▶ 実施する活動に応じた外部有識者の紹介(イベント開催、6次産業化、農泊、観光振興、環境保全等)

施策担当コンシェルジュ (計349名)

府省庁/局・部	人数	府省庁/局・部	人数
総務省	11	農林水産省 (地方支分部局)	252
自治行政局	11	北海道農政事務所	14
文化庁	4	東北農政局	37
農林水産省	39	関東農政局	37
農村振興局	20	北陸農政局	35
新事業・食品産業部	3	東海農政局	25
農産局	9	近畿農政局	39
畜産局	4	中国四国農政局	33
経営局	3	九州農政局	32
林野庁	6	内閣府 (沖縄総合事務局 (農林水産))	25
森林整備部	6		
国土交通省	3		
都市局	3		
観光庁	2		
環境省	4		
自然環境局	4		
内閣府	3		
地方創生推進事務局	3		

府省庁	局等	人数
農林水産省	地方支分部局等	55
	本省等	3
	北海道農政事務所(地方拠点)	6
	東北農政局(県拠点)	6
	関東農政局(都県拠点)	10
	北陸農政局(県拠点)	4
	東海農政局(県拠点)	3
	近畿農政局(府県拠点)	6
	中国四国農政局(県拠点)	9
	九州農政局(県拠点)	8

地域担当コンシェルジュ (計84名)

府省庁	局等	人数
国土交通省	地方支分部局	15
	北海道開発局	1
	東北地方整備局	1
	関東地方整備局	2
	北陸地方整備局	2
	中部地方整備局	2
	近畿地方整備局	2
	中国地方整備局	2
	四国地方整備局	1
	九州地方整備局	2
国土交通省 (観光庁)	地方支分部局	11
	北海道運輸局	2
	東北運輸局	2
	関東運輸局	1
	北陸信越運輸局	1
	中部運輸局	1
	近畿運輸局	1
	中国運輸局	1
	四国運輸局	1
	九州運輸局	1
内閣府	沖縄総合事務局 (農政・開発建設・運輸)	3

【棚田地域振興に係るHPについて】

内閣府地方創生推進事務局では、
ウェブサイト「棚田地域振興」を通じて、
関係法令や各種申請書類のひな形、指定・認定地域の一覧、
棚田地域振興関係予算や、棚田地域振興コンシェルジュの
名簿等の情報を取りまとめ、提供しています。
ウェブサイトのURLは以下のとおりです。
是非御活用ください。

(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/index.html>)

